省工ネ·CO2削減対策支援事業費補助金交付要領

令和5年 6月26日制定 広島県中小企業団体中央会

(目的)

第1条 この要領は、広島県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)が行う省エネ・CO2 削減対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の補助金交付事業について、適正かつ 円滑に実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)「国の補助金」とは、経済産業省の令和4年度補正予算の「省エネルギー投資促進支援 事業費補助金」のうち、区分(C)指定設備導入事業をいう。
 - (2)「補助事業者」とは、国の補助金の審査基準により採択を受けた広島県内に工場・事業所を有し、広島県内で省エネルギー投資を行う中小事業者等で、大企業を除く法人及び個人事業主をいう。(国の補助金の交付申請を補助対象設備の使用者とリース事業者等2者以上の事業者が共同で行った場合は、補助対象設備の使用者を補助事業者とする。)
 - (3)「中小事業者等」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 中小企業者

中小企業者とは、資本金又は従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社又は個人であること。(「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定するものを指す。)

業種	資本金	従業員数 (常勤)	
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円	300 人	
卸売業	1 億円	100人	
サービス業	5,000 万円	100人	
小売業	5,000 万円	50 人	
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円	900 人	
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	5,000 万円	300 人	
旅館業	5,000 万円	200 人	
その他の業種(上記以外)	3 億円	300 人	

- ※1 業種の類型については、日本標準産業分類第13回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いによる。
- ※2 資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小事業者とする。
- ※3 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解され、これには、日々雇い入れ られる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を 定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。
- 二 みなし大企業

みなし大企業とは、次のいずれかに該当する事業者をいう。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小 企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小 企業者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア〜ウに該当する中小企業者が所有して いる中小企業者
- オ ア〜ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを 占めている中小企業者
- カ 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事 業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者

三 中堅事業者

中堅事業者とは、次に掲げる事項に該当する者をいう。

資本金又は従業員数(常勤)が「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する数字以上となる会社又は個人であっても、資本金又は出資金が10億円未満である者、若しくは、資本の額又は出資の総額が定められていない場合は常勤の従業者数が2,000人以下である者

- 四 中小企業者等に含まれる中小企業者以外の法人
 - 中小企業等経営強化法の会社に該当しない法人であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人,社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人であって,常勤の従業員数が2,000人以下の者イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、党勤の従
 - イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって, 常勤の従 業員数が 2,000 人以下の者
 - ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律181号)第3条,中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項及び商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項その他特別の法律に規定する組合及び連合会であって,常勤の従業員数が2,000人以下の者
- 五 青色申告を行っている個人事業主
- 六 特定非営利活動法人
 - ア 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人である こと。
 - イ 常勤の従業員数が 2,000 人以下であること。
 - ウ 法人税法上の収益事業 (法人税法施行令第5条第1項に規定される34事業)を行う 特定非営利 活動法人であること
 - エ 認定特定非営利活動法人ではないこと。

(交付対象経費及び補助率等)

第3条 補助事業者に交付する補助金の対象となる経費は、補助事業者が行う事業を実施する ために必要な経費のうち、国の補助金の交付対象として中央会が必要と認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において交付する。ただし、別紙1 暴力団 排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金 の交付対象としない。 2 前項における補助対象経費、補助率及び上限額は、別表1のとおりとする。

(補助対象期間等)

第4条 補助金の申請期間及び事業実施期間は、次に定めるところによる。

申請期間:令和5年 6月26日から令和6年 1月31日 事業実施期間:交付決定の日から令和6年 2月 9日まで

(交付の申請)

- 第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を中央会会長に提出しなければならない。
- 2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 国の補助金の交付申請に係る書類一式の写し
- (2) 国の補助金の交付決定通知書の写し
- (3) その他中央会会長が必要と認める書類
- 3 前2項までを1セットとし左上をクリップ止めしたもの1部を提出先に提出すること。
- 4 提出先は以下のとおりとする。

〒 730-0011

広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル9階 広島県中小企業団体中央会「省エネ・C02削減対策支援事業費 補助金事務局」宛

5 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 中央会会長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査のうえ交付決定又は不交付決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書又は様式第3号による補助金不交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第4号による補助事業変更承認申請書に様式第5号による事業変更計画書1部を添付して中央会会長に提出しなければならない。
- 2 中央会会長は、変更申請書の内容を審査のうえ変更承認又は変更不承認を行い、様式第6 号による変更承認通知書又は様式第7号による変更不承認通知書を補助事業者に通知するも のとする。
- 3 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ様式第8号による補助事業廃止承認申請書1部を中央会会長に提出しなければならない。
- 4 中央会会長は、補助事業廃止申請書の内容を審査のうえ補助金交付決定取消通知を行い、 様式第9号による補助金交付決定取消通知書を補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条の交付決定の内容に対し不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、書面をもって中央会会長に申し出なければならない。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、国の補助金の額の確定の日の翌日から起算して1か月以内または令和 6年2月9日のいずれか早い日までに、様式第10号による補助金実績報告書を中央会会長に 提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 国の補助金の額の確定通知書の写し
 - (2) 様式第13号 取得財産等管理台帳
 - (3) その他中央会会長が必要と認める書類

なお,国の補助金の実績報告の提出を完了している事業者で,令和6年2月9日までに国の補助金の確定通知書が未達の事業者は,実績報告の際に,国の補助金の確定通知書の添付を省略できる場合がある。

(補助金の額の確定等)

第10条 中央会会長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11号により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

- 第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12号による補助金精算払請求書を中央会会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第12条 中央会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しく は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者の申請内容が虚偽であった場合
 - (2) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (3) 国の補助金の交付決定が取り消されたとき
 - (4) 別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 中央会会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 中央会会長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を中央会に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第14条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金の額の確定の日から起算して3年とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14号による取得財産の処分承認申請書を中央会会長に申請し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の経理等)

- 第15条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の 経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了 (廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければなら ない。
- 3 補助事業の適正な執行を図る必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、 または証拠書類等の検査を行う場合がある。

(暴力団排除に関する誓約)

第16条 補助事業者は、別紙1記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申 請前に確認しなければならない。

(公表)

第17条 中央会は,交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち,法人名(個人事業主の場合は氏名又は屋号),事業概要,施設の名称,所在地及び補助金交付決定額を公表できるものとする。

(個人情報の取得と利用の同意について)

第18条 広島県中小企業団体中央会は、補助金の実施のため、別紙2・①に記載する情報を補助金の実施期間にわたり取得する。これらの取得した情報を別紙2・②に記載する利用目的で利用し、別紙2・④に記載する範囲・目的で提供する。

(協力の依頼)

第19条 中央会が主催するセミナー等の効果的な取組事例の発表に協力を要請する場合がある。

附則

この要領は、令和5年 6月26日から施行する。

別表1 (第3条関係)

1申請当たりの交付対象経費及び補助率等については、下表のとおりとする。

	, , , ,	, = 0
補助対象経費	補助率	上限
設備費 (国の補助金で確定した補助金額)	1/2 以内	5,000 千円

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私,団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人,法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者,法人である場合は役員,団体である場合は代表者,理事等,その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

個人情報の取扱に関する事項

広島県中小企業団体中央会(以下,「当会」という)は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

当会は、個人情報の取扱いが適正に行われるように取り組みます。

①取得する情報

当会は、補助金の実施期間に以下の情報を取得します。

- 1. 氏名, 生年月日, 住所, 電話番号, メールアドレス, 口座情報等の補助事業者情報
- 2. エネルギー消費量(計画値,実績値),発電量,売電量,買電量等のエネルギー使用情報
- 3. 製品名,型番,性能値等の設備情報
- 4. その他、本事業に必要な情報

②利用目的

当会は、取得した情報を以下の補助金業務に必要な範囲で利用し、それ以外の他の目的に利用することはありません。

- 1. 補助金の審査,管理,事業進捗状況の把握等
- 2. 当会の各種情報案内,アンケート・調査等の実施
- 3. その他、補助金の運営に必要な業務

③安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のため、十分な対策を講じるとともに、補助金業務の達成に必要とされる正確性等を確保するために適切な措置を講じています。

④第三者への提供

当会は個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

- 1. 法令により提供を求められた場合
- 2. 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3. 国の機関又は地方共団体又はその委託を受けたものが法令の定める業務を遂行すること に対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより補助金業務の 遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4. 当会の管理監督の下、補助金申請に必要な範囲内で第三者の協力が必要なとき

広島県中小企業団体中央会 会 長 伊 藤 學 人 殿

> 申請者 住 所 名 称 代表者氏名 印 電話・FAX E-mail 担当者名

省工ネ・CO 2 削減対策支援事業費補助金交付申請書

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)第5条第1項の規定に基づき、添付書類を添え、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の概要

	□【経済産業省】省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (区分(C)指定設備導入事業) (令和4年度補正予算事業)
交付決定を受けた 国の補助金	第一次公募分
(該当箇所にチェック)	□【経済産業省】省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (区分(C)指定設備導入事業) (令和4年度補正予算事業) 第二次公募分
補助事業の目的と内容	
補助事業の経費配分	上記補助金交付申請書一式の写しのとおり
補助金交付申請額 (千円未満は切り捨て)	

2 補助事業の開始及び完了予定期日交付決定日 ~ 令和 年 月 日

3 補助事業を実施する施設の情報

施設の名称	
施設の所在地	
施設の業態(該当箇所にチェック)	□中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者 ※中小企業者のみ業種を選択(該当するチェックボックスにチェック) □製造業 □電気・ガス □運輸・通信業 □卸売・小売・飲食業 □サービス業 □その他 □みなし大企業 □中堅事業 □医療法人 □社会福祉法人 □学校法人 □一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 □組合・連合会 □個人事業主 □特定非営利活動法人 □その他

- 4 暴力団排除に関する誓約
 - □ 様式第1号(第5条関係)別紙1に基づき,暴力団排除に関する誓約について同意する。
- 5 個人情報の取得と利用の同意
 - □ 様式第1号(第5条関係)別紙2に基づき,個人情報の取得と利用について同意する。
- 6 添付書類
 - (1) 国の補助金の交付申請に係る書類一式の写し
 - (2) 国の補助金の交付決定通知書の写し
 - (3) その他中央会会長が必要と認める書類

様式第1号(第5条関係) 別紙1

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私,団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人,法人又は団体をいう。)が,暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者,法人である場合は役員,団体である場合は代表者,理事等,その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が,暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が,自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき 関係を有しているとき。

様式第1号(第5条関係)

別紙2

個人情報の取扱に関する同意事項

当社(個人である場合は私,団体である場合は当団体)は,広島県中小企業団体中央会(以下,「当会」)が補助金業務を実施するにあたり、以下の項目に同意する。

① 取得する情報

当会は、補助金の実施期間に以下の情報を取得します。

- 1. 氏名, 生年月日, 住所, 電話番号, メールアドレス, 口座情報等の補助事業者情報
- 2. エネルギー消費量(計画値,実績値),発電量,売電量,買電量等のエネルギー使用 情報
- 3. 製品名,型番,性能値等の設備情報
- 4. その他,本事業に必要な情報

②利用目的

当会は、取得した情報を以下の補助金業務に必要な範囲で利用し、それ以外の他の目的に利用することはありません。

- 1. 補助金の審査,管理,事業進捗状況の把握等
- 2. 当会の各種情報案内,アンケート・調査等の実施
- 3. その他,補助金の運営に必要な業務

③安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のため、十分な対策を講じるとともに、補助金業務の達成に必要とされる正確性等を確保するために適切な措置を講じています。

④第三者への提供

当会は個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

- 1. 法令により提供を求められた場合
- 2. 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3. 国の機関又は地方共団体又はその委託を受けたものが法令の定める業務を遂行する ことに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより補助 金業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4. 当会の管理監督の下、補助金申請に必要な範囲内で第三者の協力が必要なとき

様式第2号(第6条関係)

 広中発第
 号

 令和
 年
 月
 日

(補助事業者の名称) 様

広島県中小企業団体中央会 会 長 伊 藤 學 人 印

省工ネ・CO 2 削減対策支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金については、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請の 省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載の とおりとします。
- 2 補助金の額は、次のとおりとします。

交付決定額 金 円

- 3 最終的に補助事業者へ支払われる本補助金の額は、補助事業実績報告書等の内容を審査した上で決定します。
- 4 補助事業者は、交付要領の定めるところに従わなければなりません。

様式第3号(第6条関係)

 広中発第
 号

 令和
 年
 月
 日

(補助事業者の名称) 様

広島県中小企業団体中央会 会 長 伊 藤 學 人 印

省工ネ・CO2削減対策支援事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金については、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第6条の規定により、不交付と決定したので通知します。

広島県中小企業団体中央会 会 長 伊 藤 學 人 殿

住 所名 称代表者氏名

印

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け広中発第 号により交付決定を受けたこの補助事業を次のとおり変更したいので、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第7条第1項の規定により承認を申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容 別紙1事業変更計画書のとおり

事 業 変 更 計 画 書

事業の名称	変更前の内容	変更後の内容		

※添付書類

国の補助金の変更承認申請に係る書類一式の写し

様式第6号(第7条関係)

 広中発第
 号

 令和
 年
 月
 日

(補助事業者の名称) 様

広島県中小企業団体中央会 会 長 伊 藤 學 人 印

省工ネ·CO2削減対策支援事業費補助金変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請の省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金の事業の内容の変更については、申請のとおり承認し、令和 年 月 日付け指令広中発第 号で交付決定した省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金の交付額を、次のとおり変更します。

記

1 交付の金額

既 交 付 決 定 額 金 円変更後の交付決定額 金 円

2 交付の対象事業

補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請の 省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載の とおりとします。

- 3 最終的に補助事業者へ支払われる本補助金の額は、補助事業実績報告書等の内容を審査した上で決定します。
- 4 補助事業者は、交付要領の定めるところに従わなければなりません。

様式第7号(第7条関係)

 広中発第
 号

 令和
 年
 月
 日

(補助事業者の名称) 様

広島県中小企業団体中央会 会 長 伊 藤 學 人 印

省工ネ·CO2削減対策支援事業費補助金変更不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金の変更承認申請については、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第7条第2項の規定により、不承認と決定したので通知します。

広島県中小企業団体中央会 会 長 伊 藤 學 人 殿

住 所名 称代表者氏名

印

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金に係る補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け広中発第 号により交付決定を受けたこの補助事業を次のとおり廃止したいので、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第7条第3項の規定により承認を申請します。

- 1 廃止の理由
- 2 廃止年月日

様式第9号(第7条関係)

 広中発第
 号

 令和
 年
 月
 日

(補助事業者の名称) 様

広島県中小企業団体中央会 会 長 伊 藤 學 人 印

省工ネ・CO 2 削減対策支援事業費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで指令広中発第 号で交付決定した省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金については、令和 年 月 日付けの申請のとおり事業の廃止を承認し、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第7条第4項の規定により、交付決定を取り消します。

広島県中小企業団体中央会 会 長 伊 藤 學 人 殿

住 所名 称代表者氏名

囙

省工ネ·CO2削減対策支援事業費補助金実績報告書

補助事業を完了しましたので、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第9条 第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定を受けた国の補助金(該当箇所にチェック)
- □【経済産業省】省エネルギー投資促進支援事業費補助金 第一次公募分 (区分(C)指定設備導入事業) (令和4年度補正予算事業)
- □【経済産業省】省エネルギー投資促進支援事業費補助金 第二次公募分 (区分(C)指定設備導入事業) (令和4年度補正予算事業)
- 2 補助金実績報告額

円

- 3 添付書類
 - (1) 国の補助金の額の確定通知書の写し
 - (2) 様式第13号 取得財産等管理台帳
 - (3) その他中央会会長が必要と認める書類

様式第11号(第10条関係)

 広中発第
 号

 令和
 年
 月
 日

(補助事業者の名称) 様

広島県中小企業団体中央会 会 長 伊 藤 學 人 印

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付け広中発第 号で交付決定した省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金については、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第10条の規定に基づき、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 確 定 額 金 円

様式第12号(第11条関係)

令和 年 月 日

広島県中小企業団体中央会 会 長 伊 藤 學 人 殿

住 所名 称代表者氏名

印

省工ネ・CO 2 削減対策支援事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け広中発第 号で補助金の額の確定通知があったので、省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先口座

国の補助金の振込先と同じ口座番号を記入してください。

金融機関名	支店名
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格 (型式等)	数量	単価	金額	取得年月日	耐用 年数	保管場所	補助率	備考
				円	円			広島県	国の補助金 で確定した 補助金額 (税抜き) 1/2以内	
		合計								

- (注1) 対象となる取得財産等は、広島県補助金等交付規則(昭和48年規則第91号)第22条第1号及び第2号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第14条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- (注2) 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
- (注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- (注4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

広島県中小企業団体中央会 会 長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者氏名

印

電話・FAX

E-mai1

担当者名

省工ネ・CO2削減対策支援事業費補助金財産処分承認申請書

省エネ・CO2削減対策支援事業費補助金交付要領第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分の内容
 - ①処分する財産名等※取得財産等管理台帳の該当財産部分を抜粋して記入、別紙とすることも可
 - ②処分の内容及び処分予定日

※処分の内容は、譲渡(有償・無償の別)、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等をいいます。

処分の内容:

処分の相手方:

(住所,氏名又は名称,使用の目的等)

処分予定日:

2 処分の理由